

平成 25 年度

監査結果に基づく措置

監査結果に基づく措置について

監査結果に基づく措置が次のとおり講じられましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により公表します。

浜松市監査委員

[監査結果に基づく措置]

市 民 部	文 化 政 策 課	・・・・・	1、2
	美 術 館	・・・・・	2、3
こども家庭部	次 世 代 育 成 課	・・・・・	4
健 康 福 祉 部	佐 久 間 病 院	・・・・・	5

監査結果に基づく措置

市民部

<財務監査>

文化政策課

1	<p>【指摘事項】(指摘年月日:平成25年2月20日) 平成23年度浜松市アクトシティ音楽院事業運営業務委託について、11件の再委託が行われているが、うち5件において同業務委託契約書第12条第2項に規定する業務委託一部下請届が提出されていない。 また、同業務委託契約書第14条第1項第3号に規定する業務責任者の届出がされていない。</p> <p>【措置】(報告年月日:平成25年8月1日) 平成25年度浜松市アクトシティ音楽院事業運営業務委託について、契約書等で規定している届出等の提出を受け、その内容を確認しました。 今後、業務委託については、業務内容と契約書・仕様書等の整合性を精査し、適正な事務処理をしてまいります。</p>
2	<p>【指摘事項】(指摘年月日:平成25年2月20日) 平成23年度まちなかコンサート開催事業業務委託について、同業務委託契約書第16条第1項第1号に規定する業務予定表が提出されていない。 また、同項第3号に規定する業務責任者及び同項第5号に規定する従事者数の届出がされていない。</p> <p>【措置】(報告年月日:平成25年8月1日) 平成25年度まちなかコンサート開催事業業務委託について、契約書等で規定している届出等の提出を受け、その内容を確認しました。 今後、業務委託については、業務内容と契約書・仕様書等の整合性を精査し、適正な事務処理をしてまいります。</p>

3	<p>【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 25 年 2 月 20 日)</p> <p>平成 23 年度浜松市制 100 周年記念式典及び公演開催事業業務委託について、6 件の再委託が行われているが、うち 5 件において同業務委託契約書第 3 条第 2 項に規定する業務委託一部下請届が提出されていない。</p> <p>また、同業務委託契約書第 15 条第 1 項第 1 号に規定する業務予定表の提出、同項第 3 号に規定する業務責任者及び同項第 5 号に規定する従事者数の届出がされていない。</p> <p>【措 置】(報告年月日：平成 25 年 8 月 1 日)</p> <p>浜松市制 100 周年記念式典及び公演開催事業業務委託は、平成 23 年度で終了しました。</p> <p>今後、業務委託については、業務内容と契約書・仕様書等の整合性を精査し、適正な事務処理をしてまいります。</p>
4	<p>【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 25 年 2 月 20 日)</p> <p>平成 23 年度浜松市鴨江別館に関する管理運営及び利活用促進業務委託について、同業務委託契約書第 17 条第 1 項第 1 号に規定する業務予定表が提出されていない。</p> <p>【措 置】(報告年月日：平成 25 年 8 月 1 日)</p> <p>平成 25 年度浜松市鴨江別館に関する管理運営及び利活用促進業務委託について、契約書(仕様書)の内容を精査し、第 17 条第 1 項第 1 号に規定されていた業務予定表の提出を削除しました。</p> <p>今後、業務委託については、業務内容と契約書・仕様書等の整合性を精査し、適正な事務処理をしてまいります。</p>

美術館（秋野不矩美術館）

1	<p>【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 25 年 2 月 20 日)</p> <p>平成 23 年度特別展「奥村厚一展」展覧会開催業務委託について、同業務委託契約書第 15 条第 1 項第 3 号に規定する業務責任者、同項第 4 号に規定する技術資格者及び同項第 5 号に規定する従事者数の届出がされていない。</p> <p>【措 置】(報告年月日：平成 25 年 8 月 21 日)</p> <p>特別展「奥村厚一展」展覧会開催業務委託は、平成 24 年度で終了しました。</p> <p>今後、業務委託については、業務内容と契約書・仕様書等の整合性を精査し、適正な事務処理をしてまいります。</p>
---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2	<p>【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 25 年 2 月 20 日)</p> <p>平成 23 年度特別展「秋野不矩・小野竹喬二人展」広告制作業務委託について、同業務委託契約書第 15 条第 1 項第 3 号に規定する業務責任者及び同項第 5 号に規定する従事者数の届出がされていない。</p> <p>【措 置】(報告年月日：平成 25 年 8 月 21 日)</p> <p>特別展「秋野不矩・小野竹喬二人展」広告制作業務委託は、平成 23 年度で終了しました。</p> <p>今後、業務委託については、業務内容と契約書・仕様書等の整合性を精査し、適正な事務処理をしてまいります。</p>
3	<p>【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 25 年 2 月 20 日)</p> <p>平成 23 年度浜松市秋野不矩美術館昇降機設備保守点検業務について、同業務委託契約書第 15 条第 1 項第 3 号に規定する業務責任者、同項第 4 号に規定する技術資格者及び同項第 5 号に規定する従事者数の届出がされていない。</p> <p>【措 置】(報告年月日：平成 25 年 8 月 21 日)</p> <p>平成 25 年度浜松市秋野不矩美術館昇降機設備保守点検業務委託について、契約書等で規定している届出等の提出を受け、その内容を確認しました。</p> <p>今後、業務委託については、業務内容と契約書・仕様書等の整合性を精査し、適正な事務処理をしてまいります。</p>

こども家庭部

＜財政援助団体監査＞

次世代育成課（浜松市ひろさわ放課後児童会育成会）

・浜松市放課後児童会事業費補助金（平成 22 年度分）

1	<p>【指 摘 事 項】（指摘年月日：平成 24 年 2 月 21 日）</p> <p>浜松市放課後児童会事業費補助金の精算について（所管課に対するもの）</p> <p>放課後児童会育成会に対する補助金は、浜松市放課後児童会事業費補助金交付要綱において、その補助対象経費及び補助金額を規定している。</p> <p>ひろさわ放課後児童会育成会の補助指導員報償費において、補助金交付申請書における勤務日数のまま補助金の交付確定がされている。事業の実績報告書に基づいた補助金の精算をしていないことから、補助金交付要綱により算出された補助金の交付額となっていない。</p> <p>【措 置】（報告年月日：平成 25 年 9 月 10 日）</p> <p>補助金交付の取り扱いについて見直しを図り、平成 23 年度に適用した補助金交付要綱を改め、平成 24 年度から新たな補助金交付要綱を制定しました。また、この要綱に基づき、事業完了後に提出された実績報告書の内容を審査し、補助金額の交付確定及び精算を実施することで適正な事務処理を行いました。</p>

同 上（浜松市与進北放課後児童会育成会）

・浜松市放課後児童会事業費補助金（平成 22 年度分）

1	<p>【指 摘 事 項】（指摘年月日：平成 24 年 2 月 21 日）</p> <p>浜松市放課後児童会事業費補助金の精算について（所管課に対するもの）</p> <p>放課後児童会育成会に対する補助金は、浜松市放課後児童会事業費補助金交付要綱において、その補助対象経費及び補助金額を規定している。</p> <p>与進北放課後児童会育成会の補助指導員報償費において、補助金交付申請書における勤務日数のまま補助金の交付確定がされている。事業の実績報告書に基づいた補助金の精算をしていないことから、補助金交付要綱により算出された補助金の交付額となっていない。</p> <p>【措 置】（報告年月日：平成 25 年 9 月 10 日）</p> <p>補助金交付の取り扱いについて見直しを図り、平成 23 年度に適用した補助金交付要綱を改め、平成 24 年度から新たな補助金交付要綱を制定しました。また、この要綱に基づき、事業完了後に提出された実績報告書の内容を審査し、補助金額の交付確定及び精算を実施することで適正な事務処理を行いました。</p>

健 康 福 祉 部

<財務監査>

佐久間病院

1	<p>【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 25 年 5 月 16 日) 入院収益、外来収益及び室料差額収益について、督促状を発していない。</p> <p>【措 置】(報告年月日：平成 25 年 9 月 30 日) 入院収益等について、未納の場合は納付すべき日の翌月末日に、対象者へ督促状を発送するよう是正しました。 今後、督促状の発送については、浜松市債権管理条例に基づき適正な事務処理をしてまいります。</p>
2	<p>【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 25 年 5 月 16 日) 平成 23 年度浦川診療所及び山香診療所電子カルテ印刷製本業務委託について、同業務委託契約書第 15 条第 1 項第 1 号に規定する業務予定表が提出されていない。 また、同項第 3 号に規定する業務責任者の届出がされていない。</p> <p>【措 置】(報告年月日：平成 25 年 9 月 30 日) 浦川診療所及び山香診療所電子カルテ印刷製本業務委託は、平成 23 年度で終了しました。 今後、業務委託については、業務内容と契約書・仕様書等の整合性を精査し、適正な事務処理をしてまいります。</p>